

第 9 3 号議案

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

都市計画税の税率に係る特例措置を令和 5 年度まで継続するため、所要の改正を行うものであります。

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例

府中市都市計画税条例（昭和31年6月府中市条例第17号）の一部を次のように改正する。

付則第20項（見出しを含む。）中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の付則第20項の規定は、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。